

損害保険記入例は損害保険申込書に記載されています。

※生命保険未加入者には、生命保険申込書は封入されていません。

グループ保険・三大疾病保険

生命保険 令和7年度 準組合員用

4枚目の本人控は必ず取り外し、提出してください。(取り外しの際の返送はいたしません。)
誤って記載した場合は、二重線で抹消し、「訂正印」を押印してください。(署名での訂正不可)

令和7年度 準組合員用

加入手続きのご案内

生命保険	グループ保険	三大疾病保険	自転車保険義務化にも対応!	主な改正点	生命保険	グループ保険の保障額に200万円が追加されます
	入院サポート保険	がん保険			介護一時金プラン	傷害保険

加入資格

<新たに準組合員になれる方>

① 定年又は勤務延長後の退職者	② 勤奨退職者
③ 組合員期間が20年以上の退職者	④ 退職日年齢が60歳以上の退職者
⑤ 定年前再任用短時間勤務職員の終了者	⑥ 暫定再任用職員の終了者

<(参考)定年前再任用短時間勤務職員・暫定再任用を希望する方>
定年前再任用短時間勤務職員・暫定再任用職員の方は引き続き現職者用の保険に加入できます。加入内容に変更がある場合の事業所(区役所・教育委員会等)の福利担当にお申し出のうえ、現職者用加入申込書を提出してください。

提出書類

	退職後継続申込書	準組合員用加入申込書	口座振替依頼書
準組合員用保険に加入	○	○	○
退職後継続するが準組合員用保険には加入しない	○	○	×
退職後継続しない	○	×	×

※退職後継続とは退職月の翌月から保険期間満了(令和7年6月)まで退職時の保険に加入することです。

現職者用加入申込書

※配布書類の詳細や記入・提出方法については、事業所(区役所・教育委員会等)の福利担当からのご案内を参照してください。

お申込みに際しては、パンフレットを必ずご確認ください。申込書提出後の変更は原則取扱いません。

募集期間：令和7年2月3日(月)まで

特別区職員互助組合